

徳島県立障がい者交流プラザ プラザギャラリー 利用案内

徳島県障がい者芸術・文化活動支援センター

プラザギャラリーについて

プラザギャラリーは、障がい者のアート作品を展示し県民がいつでも鑑賞できる場所を設けるために開設されました。障がい者アートの素晴らしさを広く知っていただくとともに、障がい者の社会参加と自立に寄与することを目的としています。

1 申し込みまで

どのようなときに使えますか？

- ・ 絵画、彫刻、版画、写真、工芸など美術作品の展示に利用できます。

展示できないものは？

- ・ カビや虫害を防止するため、生ものや生きた動植物、燻蒸処理をしていない土を展示することはできません。また、危険物や来場者に不快感を及ぼす恐れがあるもの、公序良俗に反するものも展示することはできません。

どのくらいの期間使えますか？

- ・ 企画展等の予定のない時期であれば、最長1ヶ月まで使えます。（展示、撤去作業に要する日も含みます。）

利用時間は？

- ・ 1階プラザギャラリー 午前10時00分から午後4時までです。
- ・ 2階プラザギャラリー 午前10時00分から午後8時30分までです。
(土・日・祝日は、午後4時30分まで)

休館日は？

- ・ 1階プラザギャラリーは、毎週木曜日、但し木曜日が祝日または振替休日にあたる時は、その後においてその日の翌日に最も近い休日でない日。
- ・ 休館日年末年始（12月29日-1月3日）その他、展示替えなど必要に応じて休館する場合があります。
- ・ 2階プラザギャラリーは交流プラザの休館日に準じます。

使用料は？

- ・ 無料です。物販を伴う場合は、事前に申し出てください。
- ・ 展示品等の破損等があった場合も、補償できませんので、ご了承ください。

申し込み方法は？

- ・ 「プラザギャラリー利用申請書」と「展示内容についての情報提供のお願い」をご記入の上、徳島県障がい者芸術・文化活動支援センター（以下芸文センター）にご持参ください。用紙は芸文センターにあります。芸文センターホームページからダウンロードしてご利用いただくことも可能です。また、ギャラリー開設趣旨に照らし利用をお断りする場合があります。

申し込み期間は？

- ・ 使いはじめる日の前日から数えて6ヶ月前の日から14日前の日までです。

2 利用にあたって

作品の搬入搬出は？

- ・搬入搬出 / 展示撤去作業等は、全て利用者で行っていただきます。
- ・展示期間の事前事後に、展示物・輸送ケース等を保管することはできません。

展示の方法は？

- ・ギャラリーの備品によって行ってください。
- ・くぎ、フック、ヒートンなど壁面や展示パネルに穴が残るものや、セロハンテープ、ガムテープ等の粘着テープは使用できません。（穴が軽微なピン及び画鋸は使えます）
- ・施設を汚損するおそれがあれば、彫刻台等を持ち込めます。

展示用具の使い方は？

- ・最初に職員が説明します。来館されたら芸文センターにご連絡ください。

利用期間中の開け閉めは？

- ・交流プラザ職員が行います。（1階プラザギャラリー）

利用期間中のマスコミ等外部からの問い合わせ等は？

- ・「展示内容についての情報提供のお願い」に記載の内容のみ、芸文センターで対応します。

利用を終えるときは？

- ・搬入したもの及び利用中に生じたゴミやポスター、キャプション、花台等は、清掃後すべてお持ち帰りください。
- ・吊り下げ用ワイヤー・彫刻台・展示ケースは、もとの場所にもどしてください。

催し物の広報は？

- ・芸文センターのホームページに開催情報を掲出します。それ以外の広報は、利用者が行ってください。
- ・指定場所以外にポスター等の掲示はできません。
- ・広報等で会場を表示するときは、「徳島県立障がい者交流プラザ 1階プラザギャラリー」または、「徳島県立障がい者交流プラザ 2階プラザギャラリー」と明記してください。

その他に利用者が守らなければならないことは？

- ・利用期間中の展示品等の管理は、利用者が責任を持って行ってください。使用者が被った被害または、第三者に与えた被害については、支援センターは一切の責を負いません。
- ・ギャラリーの設備や備品を汚損、破損しないように気をつけてください。使用中に破損、紛失した場合は芸文センターに報告してください。
- ・故意または過失により破損、紛失した場合は、損害を賠償していただきます。
- ・火災、盗難その他の事故の防止に努めてください。
- ・ギャラリー内での飲食はできません。

問い合わせ先

徳島県障がい者芸術・文化活動支援センター

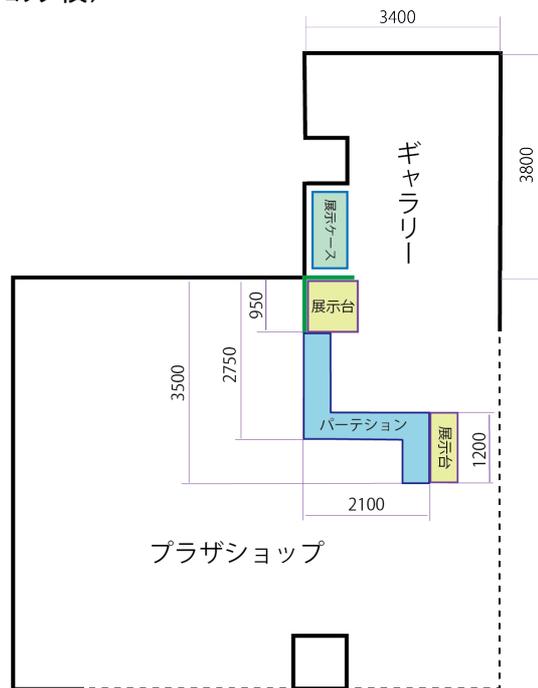
〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ 1階

TEL 088-631-1200 FAX 088-631-1300 E-mail t-geibun@kouryu-plaza.jp

URL <http://kouryu-plaza.jp/gb-center/>

3 施設のあらまし

1 階 ギャラリー(プラザショップ横)



壁面高 3000mm (パーティション部 2400mm)

展示台 2台

展示ケース 1台

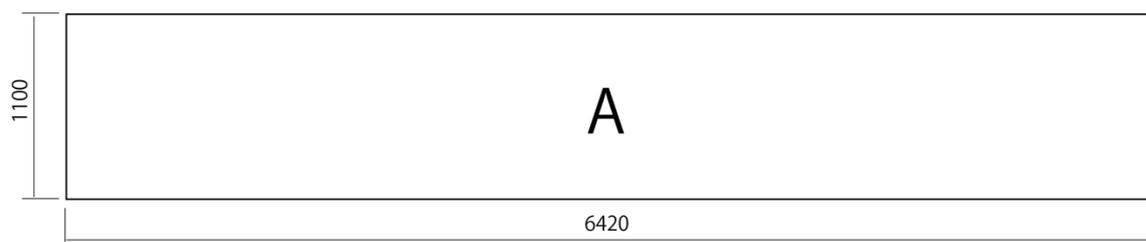
ピクチャーレール 展示用ワイヤー 10本

スポットライト 10個

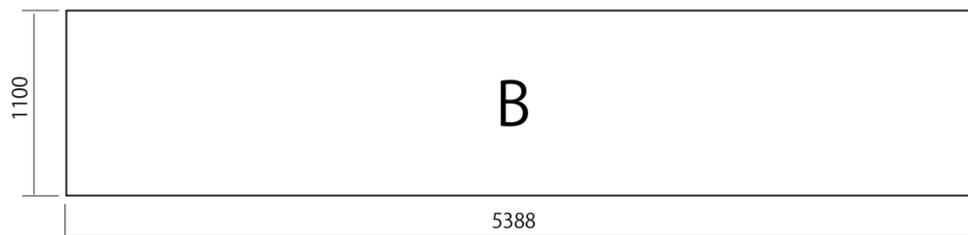
* プラザショップ側には展示できません。

2 階 ギャラリー(視聴覚障がい者支援センター横通路)

展示パネル A



展示パネル B



* ピクチャーレールは有りません。(ピン等を使った展示になります)

受付 番号	—
----------	---

プラザギャラリー利用申請書

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 理事長 殿
次のとおり利用したいので申請します。

申請年月日	年 月 日 ()
申請者	
住 所	〒
団体・会社名	
電 話	
E-mail	@
行事の名称	
利用期間 展示・撤去の日も 入れてください。	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
利用場所 ○で囲んで ください。	1階 プラザギャラリー 2階 プラザギャラリー (A ・ B)

利用者の皆様へ

「展示内容についての情報提供のお願い」

利用場所 ○で囲んで ください。	1階 プラザギャラリー 2階 プラザギャラリー (A ・ B)
行事の名称	
開催期間	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで 最終日 () 時まで
内 容	
主催者名 後援者名 等	
問合せ先 電 話 (担当者)	

「プラザギャラリー利用申請書」とともに提出してください。
徳島県障がい者芸術・文化活動支援センターのホームページに上記の内容で掲載します。
また、マスコミ等からの問い合わせには、上記の内容でお答えします。